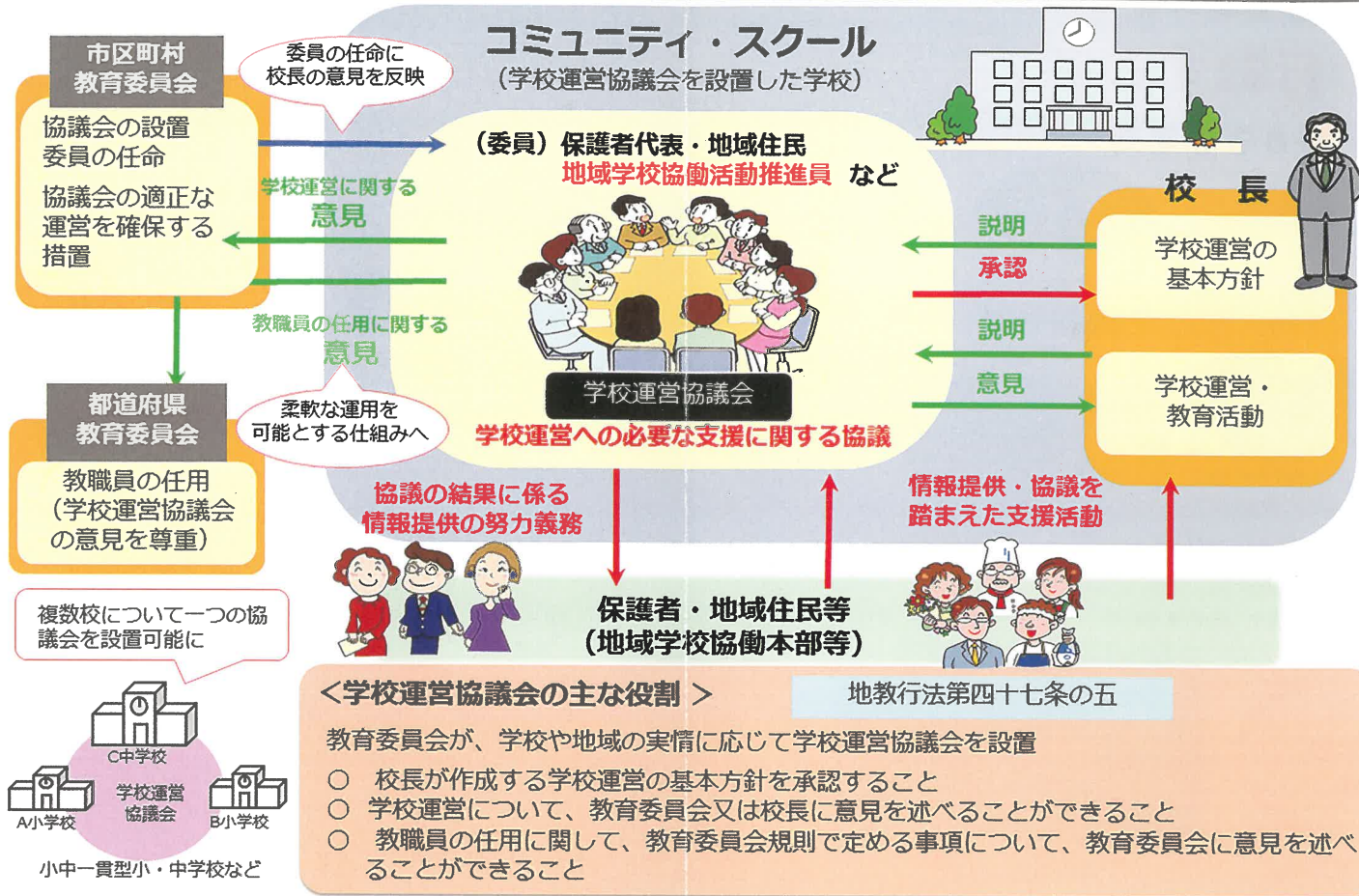


コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



出典：文部科学省コミュニティ・スクール(学校運営協議会)

学校運営協議会とは？

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協同しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第47条の5)に基づいた仕組みです。

学校運営協議会の委員は、学校・PTA・自治会・婦人会・地元企業・民生委員・学識経験者等の代表によって構成されます。

任期は一年(継続可)で、市の教育委員会が任命します。

各務原市型 コミュニティ・スクールの 活動スタイルと目指す方向

中学校区学校運営協議会 地域ぐるみで目指す子ども像

スタイル1

地域の方による学校教育への参加
(地域講師、見まもり隊、学校参観、PTA行事)

スタイル2

子どもたちの地域参画
(地域行事、自治会行事等)

スタイル3

学校間の連携
(子ども、教職員、住民等)

参考：各務原市コミュニティ・スクール～学校・家庭・地域の願いをつなぐ「地域とともにある学校」を目指して～第一版